

国民健康保険

新型コロナ減免は拡充を！

コロナの影響で苦しむ人が対象になっていません

2021 年度減免実績は前年に比べ、約6割も減っています。

【減免件数】2020 年度 2276 件
2021 年度 899 件

理由は、コロナの影響です。理由に所得の減った 2020 年度から、2021 年度はさらに3割以上の所得減とならなければ対象

になりません。コロナ前と比べ6割の所得減少が減免対象ですが、それは廃業・倒産に至るような状態です。収入減少の比較のやり方に矛盾があります。コロナの影響で苦しむ人が減免されるよう、コロナ前と比べて収入減の場合は減免すべきです。

事業主・フリーランスへ、傷病手当の支給を

同じように保険料を払っていても、事業主やフリーランス等へは傷病手当が支給されません。2年間も収入の減少に苦しんできて、傷病手当の制度があるにもかかわらず、感染しても「あなたは対象外です」と言われたら、愕然とするのではない

でしょうか。

コロナ感染者対象の傷病手当は、国へ支給範囲の拡大を求めるとともに、それが出来なくても市独自に支給すべきです。



日本共産党
熊本市議会だより

NO. 1270
2022年2月27日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



熊本市中央区手取本町1-1 メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
発行: 日本共産党熊本市議団 HP: [共産党 熊本市議団](#)



上野みえこ
(中央区)



なすまどか
(東区)

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

家計急変世帯等の申請相談・受付始まる！

2月21日から「家計急変世帯等」を対象にした臨時特別給付金の申請の相談・受付が始まりました。生活保護世帯・住民税世帯非課税の方にはすでに「確認書」が送付され、支給が行われています。

今後は、2021年度(R3)に住民税課税であっても、新型コロナの影響で住民税非課税世帯と同様な事情にあると認められた世帯を対象に支給が行われます。

支給額:1世帯10万円

- * 「家計急変等」の場合は、申請手続きが必要です。
- * 対象者: 2021年(R3)住民税の課税世帯で、2021年1月から2022年9月までにコロナの影響により収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当になった世帯
- * 申請期間: 2022年2月21日~9月30日まで
- * 申請窓口: 各区役所臨時特別給付金窓口
- * お問い合わせ: 熊本市臨時特別給付金コールセンター ☎355-8866

困窮する人への支援、もっと拡充を

「生活困窮者自立支援金」対象外へも支援を

「生活困窮者自立支援金」は、支給要件の一つが社協の緊急小口資金・総合支援資金を借りた世帯となっているため、対象が生活保護・住民税世帯非課税等と限定的な臨時特別給付金の対象85,000世帯の

わずか7%・6,500世帯しか利用対象になりません。

国に対し、支給要件の緩和を求めるとともに、制度の対象外の方へ市が独自に横だしのサービスを実施すべきです。



2月21・22日、上野みえこ議員が提案されていた「2021年の最終補正予算」の問題点を指摘し、予算決算委員会での質疑や本会議での討論を行いました。
(表・裏両面に分けて報告しています)

日本共産党熊本市議会だより 2022年2月27日 (No.1270)

長期コロナ禍、事業者支援拡充は急務

コロナ長期化、影響は広範囲に及んでいますが、「まん延防止」でも、飲食店以外へは見るべき支援がなく、独自策に乏しいのが本市の特徴です。

熊本地震もあり、財政調整基金が37億円に減っていることも独自策ができない要因の一つであり、熊本地震後、熊本城ホール整備450億円、辛島公園

・花畑広場整備40億円と開発・ハコモノを優先してきたツケです。

多様な業種の方から、外出へのブレーキが売上に影響していると切実な訴えがあります。国へすべての事業者を対象にした支援拡充を求めるとともに、市の独自支援も積極的に実施していくべきです。

非常時に備える職員体制の確保・拡充を

人件費で通常業務の時間外手当が3億円増額補正されました。昨年12月議会での新型コロナ対応分残業代3億9,000万円の増額補正と合わせ、約7億円の残業代が増えました。

新型コロナ対応という新たな業務が増えた中で、人員を増やさずに、やりくりで業務を行ったために、職員の残業が増えているものです。職員対象の精神

科医師・臨床心理士等相談や休職者は、コロナ禍前と比べ格段に増えています。過労死ラインを超える残業の職員も昨年12月時点で236人に上ります。

災害等の緊急時には、どうしても通常時以上の職員が必要となります。過度の負担となる業務形態改善のためにも、緊急時に対応できる職員の確保・拡充が必要です。

「公の施設」の目的は、住民福祉の向上 目的を歪める企業の指定管理 「減収は市が補てん、利益は企業へ」のしくみに問題

熊本城ホールの減収補てん
2年間で4億6,600万円
黒字で市への還元は
5年間で上限1億円

指定管理料を0円で契約している熊本城ホールは、今年度も1億4,836万円の減収補てん。減収となった2020年度・2021年度の2年間で4億6,600万円を補てんしましたが、黒字の時は最大5年間で1億円しか熊本市に還元されません。

減収は市が補てんして、利益は市にほとんど還元されない点が、大きな矛盾です。

一般企業は「企業努力」で

新型コロナ禍、一般の企業はコロナ対応融資で資金を調達し、アフターコロナの経営改善の中で返還するという経営努力で乗り切っています。

指定管理・企業に「うまい話」

企業による指定管理は、事業者が一円の設備投資もせずに、施設使用料も払わないで、利益は企業にもたらされる仕組みです。しかも、不測の事態の減収は行政が補てんします。これほど「うまい話」はありません。

「住民福祉の向上」のため 活用されるべき

「公の施設」の設置目的は「住民福祉の向上」です。「公の施設」が、管理運営を担う指定管理者・企業の利益のためのもになることは、設置の目的を歪めてしまいます。

そういう意味で、今後、企業の指定管理については、不足分補てんや利益が出た時の還元について検討する必要があります。